

○鶴岡市法定外公共物の管理に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第177号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市法定外公共物の管理に関する条例(平成17年鶴岡市条例第223号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可等の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 占用(採取を伴う占用を含む。以下同じ。) 法定外公共物占用(変更・更新)許可申請書(様式第1号)
- (2) 占用以外の行為 法定外公共物に関する工事等施工(変更)許可申請書(様式第2号)

2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請地を中心とする位置図及び公図の写し
- (2) 工作物、物件又は施設を設けようとする場合は、平面図、縦断図面、横断図面、構造図及び設計書
- (3) 利害関係者がいる場合は、その者の同意書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第5条第2項の規定により許可の更新を申請する場合は、許可の期間の満了の日の1箇月前までに、第1項第1号に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付等)

第3条 市長は、条例第4条第1項各号に規定する行為(以下「占用等」という。)を許可したときは、次の各号に掲げる行為に応じ、当該各号に定める許可書を交付する。

- (1) 占用 法定外公共物占用(変更・更新)許可書(様式第3号)
- (2) 占用以外の行為 法定外公共物に関する工事等施工(変更)許可書(様式第4号)

2 市長は、占用等を許可しないときは、法定外公共物占用等不許可通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 前2項の規定は、前条第3項に規定する申請について準用する。

(占用等の廃止届)

第4条 占用等の許可を受けた者は、許可の期間満了前に、自己の都合により占用等を廃止しようとするときは、速やかに法定外公共物占用等廃止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(占用料等の免除)

第5条 条例第7条の規定により占用料又は土石採取料の免除を受けようとする者は、法定外公共物占用料免除申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(占用料の還付)

第6条 条例第8条の規定による申請書は、法定外公共物占用料還付申請書(様式第8号)によるものとする。

(権利義務の承継)

第7条 条例第11条の規定による届出は、法定外公共物占用等権利義務承継届(様式第9号)によるものとする。

(平18規55・一部改正)

(原状回復)

第8条 占用等の許可を受けた者は、条例第13条の規定による法定外公共物の原状回復をしたときは、速やかに法定外公共物原状回復届(様式第10号)を市長に提出して、その検査を受けなければならない。

(平18規55・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市法定外公共物の管理に関する条例施行規則(平成14年鶴岡市規則第39号)、藤島町法定外公共物の管理に関する条例施行規則(平成14年藤島町規則第14号)、羽黒町法定外公共物の管理に関する条例施行規則(平成15年羽黒町規則第15号)、朝日村法定外公共物の管理に関する条例施行規則(平成14年朝日村規則第2号)又は温海町法定外公共物の管理に関する条例施行規則(平成14年温海町規則第24号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月25日規則第55号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鶴岡市長 様

申請者	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 印
-----	----------------------------

法定外公共物占有(変更・更新)許可申請書

下記のとおり法定外公共物の占有の許可を申請します。

占有の目的					
占有の場所 (地番)				種目	
占有物件等 (土石採取を含む。)	名称	規模		数量 (産出物を伴う場合は種類及び数量)	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間		占有物件の 構造	
工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで	間		工事実施の 方法	
復旧方法				添付書類	
備考					

記載要領

- 1 「占有の場所」の欄には、占有が2以上の地番にわたる場合には起点と終点を記載すること。
- 2 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 3 「添付書類」の欄には、占有の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 印
-----	----------------------------

法定外公共物に関する工事等施工(変更)許可申請書

次のとおり法定外公共物に関する工事等の許可を申請します。

1 工事等を施工する法定外公共物の表示

工事等の場所(地番)	種目	地積又は延長	備考
計			

2 工事等の内容

3 工事等を施工する事由

4 着工予定年月日 年 月 日
完成予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 位置図 (2) 公図の写し (3) 実測平面図 (4) 境界承諾書 (5) 平面図
- (6) 縦断面図 (7) 横断面図 (8) 構造図 (9) 設計書 (10) 現況写真
- (11) 利害関係者の同意書

6 記載要領

変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。

(表)

第 号
年 月 日

様

鶴岡市長 印

法定外公共物占有(変更・更新)許可書

鶴岡市法定外公共物の占有について裏面の条件を付して次のとおり許可します。

申請年月日	年 月 日					
占有の目的						
占有の場所					種目	
占有物件等 (土石採取を 含む。)	名称		規模		数量	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで					間
占有料等 (土石採取料 を含む。)						
変更事項						
その他の事項						

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(裏)

法定外公共物占用許可条件

- 1 法定外公共物の占用の許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、善良な管理者の注意をもって、当該法定外公共物の管理に当たること。
- 2 占有者は、許可を受けた法定外公共物の占用目的以外に使用することはできない。
- 3 占有者は、故意若しくは過失により許可を受けた法定外公共物を荒廃させ、又はき損したとき、その他許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は生じた損害を賠償すること。
- 4 市長は、占用期間中において公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消すことができる。この場合において、占有者は、当該取消しによって生じた損失については、市に対して補償を求めないこと。
- 5 占有者は、占用期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、当該法定外公共物を直ちに許可前の原状に回復して返還し、市長に届け出て、その検査を受けること。
- 6 占有者が、許可した法定外公共物を返還するときは、当該法定外公共物について占有者が支出した有益費又は必要費その他の費用は、市に対して請求しないこと。
- 7 工事に着手するときは3日前に、又竣工したときは3日以内に市長に届け出て実施の指導及び検査を受けること。
- 8 その他
 - (1) 占有者は、占用期間中に住所若しくは氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者)を変更したとき、又は相続若しくは合併があつたときは、速やかに市長に届け出ること。
 - (2) 占有者は、占用期間中に権利義務を承継しようとするときは、速やかに市長に届け出ること。
 - (3) 占有者は、市長が許可を受けた法定外公共物に関して必要と認めた事項について報告を求めた場合は、速やかに報告すること。

様

鶴岡市長 印

法定外公共物に関する工事等施工(変更)許可書

鶴岡市法定外公共物に関する工事等について次の条件を付して許可します。

1 工事等を施工する法定外公共物の表示

工事等の場所	種目	地積又は延長	備考
計			

2 工事等の内容

3 申請年月日 年 月 日

4 条件

- (1) 工事等に着工するとき、及び工事等が完成したときは、速やかに届け出てください。
- (2) 工事等の施工に当たっては、危険防止対策を講ずるとともに付近住民の生活環境に支障を生じないように工事期間、方法等について配慮してください。
- (3) 法定外公共物の中にあなたが設置した施設は、市の所有物になります。
- (4) 工事等を施工した施設の維持管理については、あなたが責任を持って行ってください。
- (5) 条件に違反した場合は、許可を取り消す場合があります。この際には、あなたの負担で原状回復してください。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

様

鶴岡市長 印

法定外公共物占用等不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった鶴岡市法定外公共物の占用等については次の事由により許可しないこととしましたので通知します。

占用等の場所	
占用等の内容	
不許可事由	
その他の事項	

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号(第4条関係)

年 月 日

鶴岡市長 様

届出人 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

法定外公共物占有等廃止届

次のとおり許可を受けた法定外公共物の占有等を廃止したいので届け出ます。

1 占有等の場所

地番	種目	備考

2 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

3 廃止の事由

4 廃止年月日 年 月 日

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

法定外公共物占用料免除申請書

次の事由により法定外公共物の占用料の免除を申請します。

1 占用の場所

地番	種目	備考

2 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

3 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 占用料の金額 円

5 免除申請の事由

様式第8号(第6条関係)

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

法定外公共物占用料還付申請書

次のとおり法定外公共物の占用料の還付を受けたいので申請します。

1 占用の場所

地番	種目	備考

2 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

3 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 納付済占用料 円

5 還付申請額 円

6 還付を必要とする事由

年 月 日

鶴岡市長 様

届出人 (承継人)	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 印
--------------	-------------------------------

法定外公共物占有等権利義務承継届

次のとおり法定外公共物の占有等の許可に基づく権利義務を承継したので届け出ます。

1 占有等の場所

地番	種目	備考

2 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

3 占有等の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 被承継人の住所及び氏名

住所	氏名

5 承継の事由

様式第10号(第8条関係)

年 月 日

鶴岡市長 様

届出人	住所又は所在地
	氏名又は名称及び代表者氏名 印

法定外公共物原状回復届

次のとおり法定外公共物の占用等の許可を受けていた法定外公共物を原状に回復したので届け出ます。

1 占用等の場所

地番	種目	備考

2 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

3 原状回復年月日 年 月 日